

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第六条第二項及び第三項の改正規定中『第六条第二項中「その身体から移植術に使用されるための臓器が摘出されることとなる者であつて」を削り、「もの」を「者」に改め、同条第三項』を「第六条第三項」に改める。

附則第一項ただし書中「ただし」の下に「、附則第五項から第八項までの規定は公布の日から」を加え、「規定は、」を「規定は」に改める。

附則第五項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（検討等）」を付し、附則に次の五項を加える。

6 この法律による改正後の臓器の移植に関する法律（以下「新法」という。）第六条第四項の厚生労働省令は、児童についての臓器の摘出に係る同条第二項の判定に関しては、児童の身体の特性に関する医学的知見を十分に踏まえて定められるものとする。

7 政府は、新法の運用に当たっては、臓器の摘出に係る新法第六条第二項の判定及び同条の規定による臓器の摘出に関する当該者、特に当該児童の思いをその者の家族又は遺族が尊重する等のこれらに関するそ

の者の家族又は遺族の心情が十分に配慮されとともに、遺族が同条の規定により臓器が摘出されることとなる者に寄り添う時間を求める等の遺族の心情が十分に配慮されるようにするものとする。

8 政府は、新法第六条の規定による臓器の摘出が遺族に心理的影響を及ぼした場合においてこれが緩和されるよう、当該遺族に対する適切な支援について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

9 政府は、当分の間、新法第六条第二項の判定の状況及び同条の規定による臓器の摘出の状況に関し検証を行い、その結果を遺族の同意を得た上で公表するものとする。

10 新法による臓器の移植については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行の状況を勘案し、その全般について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるべきものとする。